

○ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 2 「略」 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。 「一・二 略」 三 信用リスク（第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項 「四〇六 略」 六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項 イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA－CVA、完全なBA－CVA、限定的なBA－CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項 「四〇六 同上」 「号を加える。」

	ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。） ハ SA-CVAを採用した場合の農林中央金庫にあつては、次に掲げる事項 (1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事等の関与の仕組みを含む。） (2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスポージャーモデル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。） 〔七〇九 略〕 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない。 一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号及び第六号の二のリスクに該当するもの並びにリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項 〔イ〇二 略〕 二 〔略〕 〔五〇七 略〕
	〔七〇九 同上〕 4 〔同上〕 一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項 〔イ〇二 同上〕 二 〔同上〕 〔五〇七 同上〕